

第11回大空町農業委員会総会議事録

平成30年4月24日第11回大空町農業委員会総会は、大空町役場3階1号会議室に召集された。

1. 委員の出欠状況

(1) 出席者

1番 石原 せつえ 2番 江口 美世司 3番 石田 正俊
4番 苫米地 正幸 5番 澤井 忠雄 7番 岡内 浩之
8番 小久保 謙 10番 早川 敏幸 11番 渡邊 恵二
12番 伊藤 博幸 13番 井上 良幸 14番 田中 悟
15番 田中 秀雄 16番 齊藤 貞利 17番 赤石 昌志
18番 岩原 秀嗣 19番 佐藤 廣治 20番 渡辺 誠
21番 石田 敦 22番 福田 重幸 23番 岡本 シゲ子
24番 遠藤 哲也 25番 長谷川 伸一 26番 永倉 誠二
27番 山神 正信

(2) 欠席者

6番 丹羽 真治 9番 長尾 照幸

2. 職員等の出欠状況

事務局長 井上 透 主査 渡邊 豪 主事 安念 真人
主事 久保 亮輔

第11回大空町農業委員会総会議事録

午後3時59分

井上局長	<p>それでは定刻よりも若干早いですけれども、小久保委員をのぞきましてお揃いになりましたので、ただ今から大空町農業委員会第11回総会をはじめたいと思います。</p> <p>それでは会議日程2に基づきまして、大空町農業委員会憲章を朗読いたします。</p> <p>前文から朗読いたしますので、よろしくお願い申し上げます。</p>
委員	<p>(農業委員憲章朗読)</p>
井上局長	<p>次に、山神会長よりごあいさつ申し上げます。</p>
山神会長	<p>皆さんご苦労さまでございます。</p> <p>今年は皆さん御存じのとおり雪解けも早くて、今、農作業もいろいろな作業が進んでいるところでございます。大変お忙しい中御出席をされまして誠にありがとうございます。</p> <p>今日お昼からオホーツクビーンズファクトリーの視察を行いました。管内全部の豆が先ほど見た所に集まるというところですので、効率利用を進めていければと願うところでございます。</p> <p>また今年は新規就農者として東藻琴地区2名、女満別は10名、12名の新規就農者が今年入っております。近年になく12名ですので、多い年かなと思っています。新しい彼らが経営に、これから色々勉強して巣立って行ってほしいともなと思っています。</p> <p>今年、農業委員の道外研修がでございます。また委員協議会でいろいろとちょっとお話をさせていただきたいと思っておりますので、お願いしたいと思います。</p> <p>今日は、この後も用事があります。</p> <p>今日は第11回の総会でございますので御審議をいただきますようお願い申し上げます。簡単ですが挨拶とかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>それではこの際活動状況報告を行います。</p> <p>事務局長。</p>
井上局長	<p>3月26日開催の第10回総会後の活動状況報告をお手元に配付の資料により説明をいたします。</p> <p>【活動状況報告説明】</p>

山神会長	<p>ただいまより第11回農業委員会総会を開催いたします。 直ちに本日の会議を開きます。 諸般の報告をいたさせます。 事務局長。</p>
井上局長	<p>ただいまの出席委員は24名であります。長尾委員、丹羽委員から欠席の旨の連絡がありました。また小久保委員から遅れて参加されるという連絡がございました。</p> <p>大空町農業委員会会議規則第7条の規定によりまして、在任する委員の過半数が出席しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>本総会に提出された案件は議案第1号から議案第5号までの合計12件であります。</p> <p>以上でございます。</p>
山神会長	<p>議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は、会議規則第14条第2項の規定に基づき議長において、19番佐藤委員、20番渡辺誠委員を指名いたします。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>利用権設定関係1番について、提案理由の説明を求めます。 渡辺主査。</p>
渡辺主査	<p>はい、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」次のとおり農地法第3条の規定による許可申請があったので、その可否について委員会の意見を求める。平成30年4月24日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。</p> <p>【議案第1号利用権設定関係1番説明朗読】</p> <p>この件につきましては、借主の希望により農地の賃貸借を行うものです。貸主は経営規模の縮小となります。</p> <p>図面については、1ページに掲載しております。</p> <p>農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。</p> <p>以上です。</p>
山神会長 委員	<p>この件について第1地区委員より補足説明があればお願いします。</p> <p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形</p>

	<p>態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま す。 以上です。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係 1 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 1 号の利用権設定関係 1 番について採決しま す。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しま した。 次に利用権設定関係 2 番について提案理由の説明を求めま す。 渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>【議案第 1 号利用権設定関係 2 番説明朗読】 この件につきましては、新規に法人を設置し、構成員所有の農地を 法人に貸付けるものです。 図面については、2 ページから 3 ページに掲載しております。 農地法第 3 条第 2 項の許可できない項目に該当していないことを確 認しておりますので、ご審議願います。 以上です。</p>
山神会長	<p>この件について第 3 地区委員長より補足説明があればお願いしま す。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形 態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま す。 以上です。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係 2 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p>

委員	<p>これより議案第1号の利用権設定関係1番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>所有権移転関係1番から2番について、譲受人が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。</p> <p>渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」次のとおり農地法第5条の規定に基づき、農地の転用許可申請があったので、その可否について委員会の意見を求める。平成30年4月24日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。</p> <p>【議案第2号所有権移転関係1番から2番説明朗読】</p> <p>この件につきましては、農地に農家住宅を建築したいとの転用の申請があったものです。</p> <p>権利設定については、2件とも贈与となります。</p> <p>第2地区農業委員さんにより、4月20日に現地確認をしており、既存施設の隣接地や町道隣接地であるため、転用はやむを得ないという判断をいただいております。</p> <p>また、農地法第5条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しております。</p> <p>図面につきましては、4ページから6ページに掲載しております。</p> <p>以上でございます。</p>
山神会長	<p>この件について現地調査された第2地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては4月20日に第2地区委員及び事務局職員で現地調査を実施しました。結果については、事務局の説明のとおりであり、転用はやむを得ないものと判断しております。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>これより所有権移転関係1番から2番について質疑に入ります。</p>

委員	(無しの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号の所有権移転関係1番から2番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に利用権設定関係1番について、提案理由の説明を求めます。渡邊主査。
渡邊主査	【議案第2号利用権設定関係1番説明朗読】 この件につきましては、農地に農業用倉庫を建築したいとの転用の申請があったものです。 第2地区農業委員さんにより、4月20日に現地確認をしており、既存施設の隣接地であるため、転用はやむを得ないという判断をいただいております。 また、農地法第5条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しております。 図面につきましては、9ページ、10ページに掲載しております。以上でございます。
山神会長	この件について現地調査された第2地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては4月20日に第1地区委員及び事務局職員で現地調査を実施しました。結果については、事務局の説明のとおりであり、転用はやむを得ないものと判断しております。 以上です。
山神会長	これより利用権設定関係1番について質疑に入ります。
委員	(無しの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより利用権設定関係1番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

委員	(異議なしの声)
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に議案第3号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画の要請について」を議題とします。</p> <p>利用権設定関係1番から2番について貸主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。</p> <p>渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>議案第3号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画の要請について」農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、下記のとおり大空町長に対し農用地利用集積計画を定めるよう要請することについて審議を求める。平成30年4月24日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。</p> <p>【議案第3号利用権設定関係1番から2番説明朗読】</p> <p>全件更新の案件です。そのため、図面を省略しております。</p> <p>また、農業経営基盤強化促進法第18条第3項にすべて適合していることを確認しております。</p> <p>1番の借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、18.7ha。労働力は2人です。</p> <p>2番の借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、20.5ha。労働力は3人です。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	これより利用権設定関係1番から2番について質疑に入ります。
委員	(無しの声)
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第3号の利用権設定関係1番から2番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	(異議なしの声)
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>ここで「農業委員会等に関する法律第31条第1項」の規定により〇〇委員の退席を求めます</p>

	<p>暫時休憩とします。</p> <p>(〇〇委員 退席)</p>
山神会長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。</p> <p>次に利用権設定関係3番について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>【議案第3号利用権設定関係3番説明朗読】</p> <p>借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、24.2ha。労働力は4人です。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係3番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより利用権設定関係3番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>暫時休憩とします。</p> <p>(〇〇委員 着席)</p>
山神会長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。</p> <p>次に利用権設定関係4番から5番について、貸主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。</p> <p>渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>【議案第3号利用権設定関係4番から5番説明朗読】</p> <p>4番の借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、14.2ha。労働力は3人です。</p> <p>5番の借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、18.0ha。労働力は3人です。</p>

	<p>以上です。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係 4 番から 5 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより利用権設定関係 4 番から 5 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
渡邊主査	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第 4 号「土地の現況証明願いについて」を議題とします。 1 番について、提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>議案第 4 号「土地の現況証明願いについて」土地の現況証明に関する規定に基づき、下記のとおり申請書の提出があったので、その適否について審議を求める。平成 30 年 4 月 24 日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。 【議案第 4 号 1 番説明朗読】 この件につきましては、4 月 11 日に第 4 地区の農業委員さんに現地調査して頂いております。 申請地は、宅地となっており、農地採草放牧地以外であることを確認していただいております。 なお、図面につきましては、11 ページに掲載しておりますのでご参照願います。 以上でございます。</p>
山神会長	<p>この件について現地調査された第 4 地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては 4 月 11 日に第 4 地区委員及び事務局職員で現地調査を実施しましたが結果については、事務局の説明のとおりです。 以上です。</p>

山神会長	これより1番について質疑に入ります。
委員	(無しの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第4号の1番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第5号「下限面積(別段の面積)の設定について」を議題とします。 提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。
渡邊主査	議案第5号「下限面積(別段の面積)の設定について」平成21年12月施行の改正農地法により、農業委員会が農林水産省令に定める基準に従い、市町村の区域内の全部又は一部について、これらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところによりこれを公示したときには、その面積を下限面積として設定できることとなった。 また、「農業委員会の適正な事務実施について」(20経営第5791号平成21年1月23日付農林水産省経営局長通知)が、平成22年12月22日付で一部改正され、農業委員会は毎年下限面積(別段の面積)の設定又は修正の必要性について審議することとなっていることから、今年度下限面積(別段の面積)について次のとおり設定したいので審議を求める。平成30年4月24日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。 【議案第5号説明朗読】
山神会長	これより質疑に入ります。
委員	(無しの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第5号について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に報告第1号「専決事項の報告について」を議題とします。事務局の説明を求めます。渡邊主査。
渡邊主査	報告第1号「専決事項の報告について」大空町農業委員会会議規則第18条の規定により、会長専決事項で処理した案件について次のとおり報告する。平成30年4月24日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。 【議案第5号説明朗読】
山神会長	この件について何かご意見ございませんか。
委員	(無しの声)
山神会長	次に報告第2号「大空町農業委員会事務局職員の任免について」を議題とします。事務局の説明を求めます。渡邊主査。
井上局長	報告第2号「大空町農業委員会事務局職員の任免について」大空町農業委員会事務局規定により次のとおり事務局職員を任免したので報告する。平成30年4月24日 大空町農業委員会会長 山神正信。 【報告第2号説明朗読】
山神会長	この件について何かご意見ございませんか。
委員	(無しの声)
山神会長	以上をもちまして、本日の総会に付議された議案はすべて終了いたしました。これで総会を閉じます。ご苦労様でした。引き続き、委員協議会を開催いたしますので、よろしくお願いいたします。
	(午後4時29分)

会 長

署名委員

署名委員
